

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	五二
○ 土壤汚染対策法により形質変更時要届出区域を指定する件	五三
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件	五三
○ 保安林の指定施業要件を変更する予定である件四件	五三
○ 土地収用法により事業の認定をした件	五三
○ 道路の区域を変更する件二件	五三
○ 公告	五五
○ 一般競争入札を行う件二件	五五
○ 落札者を決定した件	五九
○ 福島県病院局	五〇
○ 福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程	五〇
○ 福島県警察本部	五二
○ 落札者を決定した件	五二

告 示

福島県告示第六百六十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定する区域
 - 石川郡石川町字当町百四十五番及び四百七十七番一の各一部で次の図に示す区域
- 二 指定する区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準（土壤汚染対策法施行規則

（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壤含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していない特定有害物質（土壤汚染対策法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- 1 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 2 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
なし

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。）
（水・大気環境課）

福島県告示第六百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、八沢干拓土地改良区から令和二年九月九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月一日認可した。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第六百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市小川町上平字前田四七の二、五九
 - 二 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月九日

（森林保全課）

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字豊田二六

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字神明下四の一

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

いわき市小川町西小川字神明下五の一、五の二、六の二

二 保安林として指定された目的

水害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第六百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）以下「法」という。）第二十条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和二年十月九日

福島県知事 内堀雅雄

一 起業者の名称

福島市

二 事業の種類

福島市三河台学習センター整備事業及びこれに伴う水路付替工事

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

収用の部分 福島県福島市野田町七丁目地内

使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

福島市三河台学習センター整備事業及びこれに伴う水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、福島市三河台学習センター整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号に掲げる社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）による公民館に係る事業に該当する。また、本件事業の施行により生じた水路付替工事は、法第三条第五号に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、「福島市総合計画後期基本計画」及び「第六次福島市生涯学習振興計画」に基づき本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

（一）得られる公共の利益
福島市は、生涯学習・社会教育施設として、十六の学習センターを設置し、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民に生涯学習の機会を提供し、令和二年度までに同市の学習センターの利用者数が百四十九万人に達することを目標としている。

福島市三河台学習センターは、昭和五十三年に福島市三河台公民館として開設され、平成十七年に福島市三河台学習センターと名称を変更し、平成三十年度の利用者数は二万七千二百十三人となっている。しかしながら、同学習センターは、公民館として設置されたため、狭隘で、福島市の他の学習センターと比較して機能が不十分であり、多様化する市民のニーズにこたえられていない。また、開口部が狭く、段差が多いなど、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）及びふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針で定められている高齢者、障害者等全ての人が快適に利用できる施設となっておらず、高齢者や車椅子使用者等の利用に支障を来している。このため、同学習センターの利用者数は伸び悩んでおり、過去三年の平均利用者数は二万七千人台を推移し、福島市の学習センターの平均利用者数である六万人台を大きく下回り、同市の学習センターの利用者数の伸び悩みの一因となっている。

また、福島市三河台学習センターは、福島市地域防災計画に基づく避難所に指定されているが、平成二十三年三月に発生した東日本大震災の際には、地震により施設内の各箇所被害が生じ、停電の影響により電気・水道が利用できなくなったことから、避難所として機能しない事態が生じた。令和元年台風第十九号等の災害で複数回避難所として利用されているものの、大規模災害発生時に同様の事態となる懸念されている。

このような状況の中、本件事業の施行によって、個人学習のためのスペースや

球技等スポーツ利用が可能になる等の不足する機能を確保し、ユニバーサルデザインに配慮した建物になることから、利用者の利便性が大きく向上し、利用者数の増加及び三河台地区の生涯学習・社会教育の活性化が期待できる。

また、建物の安全性・健全性を高め、耐震性に優れた太陽光発電等を備えた施設を整備することで、災害時の防災拠点としての機能を充実・強化することができる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（二）失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める実施要件を満たしていないため、環境影響評価の実施対象外の事業である。

また、本件事業計画地における希少野生動物植物の生息・生育地について、起業者が、令和二年二月に福島県生活環境部自然保護課に確認したところ、オオタカとチョウゲンボウ（鳥類）が生息する環境にある旨回答を受けたため、事業実施に当たっては、周辺の自然環境の保全と、野生生物の保護に配慮しながら工事を行うこととしている。併せて、福島県自然環境保全条例（昭和四十七年福島県条例第五十五号）に定める自然環境保全地域及び緑地環境保全地域について、本件事業計画地は該当しない地域である旨回答を受けている。

さらに、令和二年二月に福島市教育委員会からは、本件事業計画地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は含まれていない旨回答を受けている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

（三）事業計画の合理性

福島市は、生涯を通じた学びの推進として、学習施設の整備充実を掲げ、平成二十八年三月に「福島市総合計画後期基本計画」を、平成二十八年四月に「第六次福島市生涯学習振興計画」を策定した。

本件事業は、これらを実現するために実施するものである。

また、本件事業における起業地の選定は、事業に必要な面積が確保され、交通の利便性に恵まれており、用地取得及び造成工事の費用が低減できるなどの観点から、現学習センターの近隣の二箇所を比較検討した結果、申請案が最適であるとして起業地が決定されている。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。以上のことから、本件事業により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。併せて、事業計画の合理性を考慮すると、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件への適合性

（一）事業を早期に施行する必要性

福島市三河台学習センターは、狹隘なため、多様化する市民のニーズに応えられず、高齢者、障害者等全ての人が快適に利用できる施設となっていないため、施設利用者数が伸び悩み、生涯を通じた学びの推進に支障を来している。また、同学習センターは、地域防災計画に基づく避難所に指定されているが、平成二十三年三月に発生した東日本大震災では、避難所として機能しない事態が生じている。

加えて、福島市三河台地区の関係機関代表者で構成された三河台学習センター施設整備検討委員会から、平成十九年二月及び平成二十六年一月に福島市三河台学習センターの早期改築に関する要望書が提出されている。

したがって、利用者の利便性及び安全性を考慮すると、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本事業の用に恒久的に供されるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

福島市教育委員会生涯学習課

(土木総務課用地室)

福島県告示第六百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 一一五号	相馬市中村字塚の町六 番一地从先から 同 市山上字山岸一一 〇番一地从先まで 相馬市大曲字句々ノ町	A 七・八ノ 四〇・〇	三、六六五・一	
		B 一四・三ノ	四、三五二・〇	

福島県知事 内 堀 雅 雄

三七番一地从先から 同 市山上字山岸一一 〇番一地从先まで	変更後	A 七・八ノ 四〇・〇	三、三四一・〇
相馬市中村字塚の町六 番一地从先から 同 市栗津九一番二地 先まで 相馬市大曲字句々ノ町 三七番一地从先から 同 市山上字山岸一一 〇番一地从先まで	変更後	B 一八・五ノ 六七・六	四、三五二・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和二年十月九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 川俣線	南相馬市原町区大原字 不動滝八番三地从先から 同 市鹿島区檜原字 地蔵木三五番地先まで	A 七・五ノ 八・九	一三〇・〇	
		B 四・〇ノ 八・〇	一七八・〇	
		変更後 A 七・五ノ 八・九	一三〇・〇	

(道路計画課)

公 告

公告第211号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 L M D 金属3Dプリンタ 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年2月26日（金）
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年10月30日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年10月30日（金）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年10月9日（金）から同月30日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年10月16日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年10月16日（金）午後2時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年11月19日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月18日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: LMD systems metal 3D printer 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 19 November 2020
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 18 November 2020
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)

公告第212号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン（一般用）ほか計2品目 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年3月31日（水）
- (4) 納入場所 福島県土木部土木企画課ほか計26か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和2年11月5日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格

の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和2年11月5日（木）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和2年10月9日（金）から同年11月5日（木）まで（土曜日及び日曜日並びに同月3日（火）を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大ききの用紙18枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和2年10月20日（火）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和2年10月20日（火）午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和2年11月26日（木）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和2年11月25日（水）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer (for general use) and 2 other products 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 26 November 2020

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 November 2020

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

公告第213号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
海水試料予備濃縮装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額
33,198,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年8月11日

（入札用度課）

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年10月9日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

福島県病院局管理規程第7号

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

- 30 受給資格に係る退職の日が雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第29条の10の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条（各号列記以外の部分に限る。）に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の福島県病院事業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程附則第30項の規定は、令和2年5月1日以降に退職した者について適用する。

（病院経営課）

福島県警察本部公告第70号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福島県警察本部長 和田 薫

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
デジタル住宅地図 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町5番75号
- 3 落札者を決定した日
令和2年8月5日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ゼンリン 福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
- 5 落札金額
59,730,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和2年6月26日

(会 計 課)